

## 別紙

### 1 審査基準

申請された事業については、事業の公益性をはじめ、事業の目的を達成するために必要な事項や、事業の効率性、推進力を高めるうえで必要な次の事項を勘案して審査する。

- (1) 活動団体が遂行能力（事業実績）のある団体であるか？
  - (2) 事業の対象者及び人数が適切か？
  - (3) 事業内容が適切で青少年育成に効果が期待できる事業か？
  - (4) 新しい発想が感じられる事業や先進的な事業であるか？
  - (5) 事業費の算定内訳は適切か？
- (各5点採点、計25点)

#### 【配点の目安】

5点・・・優れている      4点・・・やや優れている      3点・・・普通  
2点・・・やや劣っている      1点・・・劣っている

### 2 採択基準

- (1) 採択には実施要綱に規定された事業内容、要件に適合していることを条件とする。
- (2) 審査基準に基づいた審査評価点及び協議により採択を決定する。各項目5点満点とし、0点は付けない。
- (3) 事業申請者であるものは、当該申請事業の採点を行わない。
- (4) 過年度に採択された事業については、3年を基準にして、それ以降は減点する等審査会で事業の必要性、発展性等を十分確認・審査し、必要な事業は選定する。また、新規団体の事業には、考慮することとする。
- (5) 採択された助成金の総申請額が事業予算を上回った場合は、当審査会の検討により、予算の範囲内で助成額を決定する。